

# 石川県中央会 会報 NO.2

## 目 次

### 巻頭ゼミナール

- ◆「中小企業のインターネット利用は、どうなっているのか」  
神戸国際大学経済学部 教授 中村智彦氏 ..... 2
- ◆「能登地震震災復興の市民活動レポート② 土蔵修復の準備が始まる」  
有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野雅男氏 ..... 5

### トピックス

- ◆能登半島地震に関する中小企業協同組合等意見交換会開催される ..... 7
- ◆石川県制度金融の金利改正のお知らせ ..... 8
- ◆「産業廃棄物管理票交付等状況報告の義務化」及び  
「電子マニフェストの普及促進」について ..... 9
- ◆「石川県成長力底上げ戦略推進円卓会議」が設置される ..... 12
- ◆10月1日より雇用保険法が変わります！ ..... 13
- ◆第59回 中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について ..... 14

### 中央会事業だより

- ◆第31回 青年中央会通常総会開催される ..... 19
- ◆第24回 石川県中小企業団体事務局協議会 通常総会開催される ..... 20

### 中央会からのお知らせ

- ◆県内の情報連絡員報告（5月） ..... 21
- ◆第59回 中小企業全国大会（東京都）のご案内 ..... 24
- ◆関係省庁等の人事に伴う新任者のお知らせ ..... 25
- ◆メンタルヘルス対策に関する研修会の開催について ..... 25
- ◆第22回 組合交流ゴルフ大会開催のご案内 ..... 26
- ◆個別専門相談室開催のご案内 ..... 26
- ◇暑中お見舞い申し上げます ..... 29

# 「中小企業のインターネット利用は、どうなっているのか」 (神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦氏)

2007年版「情報通信白書」が7月3日に発表された。今年度の白書で注目されるのは、情報格差が所得格差に繋がるという指摘であった。例えば、パソコンを使ったネット利用率は、年収200万円未満の世帯で52.9%、600万円以上800万円未満で78.3%、2,000万円以上が86.4%となっており、「情報にアクセスする手段を持たない人は、経済的効用が得られず、所得が低くなる可能性が考えられる」と指摘している。つまり、年収が多いほどパソコン保有率やインターネット利用率が高くなるという相関性を指摘し、情報格差と経済的格差が関係している可能性を示唆した。

さて、このニュースを読者諸姉兄はどのようにご覧になったでしょうか。いろいろな見方ができるのではないかと。まず、簡単に言えば、所得の高い層ほど、パソコンの保有率が高くインターネット利用率が高いということは、そうした層をターゲットにした商売を行うのであれば、ホームページの開設や情報の配信、さらにはネット上での評判などに気を配らねばならないということが理解できるだろう。

一方で、経営者としても、パソコンやインターネットの利用、活用ができなければ、負のスパイラルに巻き込まれる可能性があるということも理解せねばならないだろう。

## 1. 高齢者はネットを使わないのか

マーケティング会社に勤務する知人が、次のようにぼやいた。「ある企業のマーケティングを担当しているのだが、とにかくインターネットの活用に対して懐疑的なんだ。ターゲットが高齢者層ということで、部長や役員級の連中が、自分たちが使わないものを、自分たちより上の世代が使わないという意見で一致してしまう。」同じような意見は、自治体でもよく聞く。団塊

の世代以上の中高齢者層をターゲットにしようという企画では、しばしばインターネットの活用は横に置かれる。しかし、果たしてそれでいいのだろうか。

2004年度に実施された総務省の「通信利用動向調査」によれば、50歳～59歳のネット利用率65.8%になっている。つまり、これからの高齢者層のインターネット利用は急増することが予見されるのだ。では、なぜ企業を含め、高齢者向けのインターネットの活用に対して懐疑的なのか。知人は苦笑いしながら、謎を解いてくれた。「使わないで済む世代が、イニシアチブを取っているからだよ。」つまり、企業や自治体で決定権を持つのは、50歳代の管理職が多い。彼らは、職場でも若い世代任せで、あまりインターネットに触れようとしないうし、触れる必要性も感じていない。だから、「自分たちより上の世代がパソコンなんて。」という意見を持つのだ。

しかし、ひとたび、書店に出かけて高齢者向けの雑誌を手にとって見れば判るが、パソコンやインターネット、デジタルカメラなどの使い方が特集記事を飾っている。高齢者市場に対しては、しばしばきちんとしたデータなしに、20年前、30年前の「お年寄り」像がそのままになっていることが多い。自分は使わないから、うちは高齢者向けだからと、インターネット対応をサポートしていると、地方の中小企業と言えども、時代から取り残され、売上げ格差をつけられてしまう。

## 2. ブログで情報発信を

北陸地方のある街を訪れた時のことである。同行者は旅館が好きで、その時もインターネットで見つけてきた商人旅館を予約したのだ。旅館に着くと、高齢の女将さんが「お若いのに、どうしてうちを見つけました？」と聞く。同行

者は、「ホームページを見ましてね。ほら、これですよ。」と、折り畳んで、持っていたコピーを広げて見せた。すると、女将さんはやおら奥に向かって、「あなた！あなた！ほら、うちのホームページですって、これ見て、いらしたらいいですよ。」と言う。「いえね、私たち、見たことなかったんですよ、うちのホームページ、へえ、これが。」「よろしかったら、差し上げますが。」「よろしいんですか。」「いや、おたくのホームページですし。」

漫才のようなやりとりだが、実話である。この旅館は、商工会議所に勧められてホームページ作成を依頼したのだが、お金を払って、既存のパンフレットを渡して終わり。更新どころか、見たこともなかったのである。

一方、山陰地方の商工団体の会合に出かけた時である。行く前にと、集まってこられる商工団体のホームページを軒並みチェックしたのだが、これがほとんど数年間放置状態。中には違法サイトの広告掲示板と化しているものまであった。「最初に業者に任せて作ったのはいいけど、あとどうしたらいいのか判らなくなってしまっただけで、更新しなくてはと思うのだけれど、何を書いたらいいのか判らないし。」「ちゃんとしたことを書かねばと思えば思うほど、気が重くなって。」会合で集まってきた商工団体の担当者たちの言い訳である。実は、こうしたホームページの作成技法はここ数年で大きく変化した。最も大きな変化は、ホームページからブログへの移行である。専用のソフトが必要で、手間隙のかかったホームページ作成から、パソコンさえあれば、場合によっては携帯電話さえあれば作成、更新できるブログの登場は、一気に個人や個人事業者、中小企業がインターネットでの情報発信を可能にしたと言える。

しかし、ここでまた問題なのだ。「でもねえ、毎日、何を書いたらいいのやら。最初のうちは、新聞やニュースを見て、色々と書いていたんだけど、だんだんしんどくなってきちゃって。」と言う経営者や組合職員、商工会職員などが多

いのだ。書くからには、なにか難しいことを書かねばならない。そういう真面目な姿勢が、継続を難しくしてしまう。

実は、ブログの良いところは、いつも簡単に画像も入れて書き込めることなのだ。「なんでもいいですよ。特に地方からなら、花が咲きました。果物が収穫時期です。雪が降りました。それもなければ、今日のお昼は、事務所の近くの美味しいラーメン屋です、でもいいんですよ。」とお話すると、みなさん、ほっとした顔をする。そもそもインターネットで情報発信するのは、なんのためだろうか。中小企業だったり、組合だったりする場合は、経営者や携わっている人たちの「顔」を見えるようにすることである。そして、その土地の「今」を伝えることにあるはずだ。堅苦しいことではなく、毎日のちょっとしたことを書き綴ればいいのである。もちろん、個人のプライバシーをさらせということではなく、見た人が安心できるような、訪れてみたくなるような、そんな内容を心がければ、あとはそう難しく考える必要は無い。

中部地方のある観光地に行った時、若い酒店の若旦那にお会いした。彼は父親から経営を譲り受けたが、先行きに関して、相当悩んだらしい。従来の酒店には限界を感じ、地域起こしを行いながら、商売も発展させていくという決心をして、店を改装し、地域にある酒蔵を廻って、同じ県内の酒だけを置いた店にしようとしたのだ。もちろん、それだけでは品揃えは足りないので、全国を回り自分が納得した商品だけを置くことにした。

もう一つ、彼が取り組んだことがインターネットの活用だった。まず、ネット上で友人たちを作り、町おこしをしたいと発言し、結果、数百人規模のコンサートを開催することに成功した。さらに、今度は自分の店のホームページも自身で、作成。本格的な通販にも乗り出している。「インターネットが無い時代だったら、たぶん、田舎の酒店で、生き残るすべもなく、

廃業していただろうと思う。」

首都圏と地方部の経済格差が問題になっている。もちろんこれには多くの原因と結果が絡み合っており、一筋縄では解決とはならないだろう。これらに関して、いろいろと議論を行うことは大切なことであるが、中小企業経営者として、組合職員として、商工団体職員として、まずは取り掛かれるところからはじめようではな

いか。インターネットの活用。それは、いま、最も取り掛かりやすいことだと思うのだがどうだろうか。コストも10年前に比較すると大幅に下がった。扱いやすいソフトや、ネット上で利用できる無料のサービスも急増した。中小企業や、その団体、あるいは地域で情報を安価に全国に、さらには国外にすら情報を発信できる。いまや、中小企業にとっても、情報格差は、経営格差に繋がるのだ。



## 中村 智彦

(なかむら ともひこ)

### 【常勤】

神戸国際大学経済学部 教授

### 【非常勤】2007年度

日本福祉大学経済学部 専門演習・卒業論文指導  
関西大学商学部「中小企業論」

### 【研究調査のテーマ】

・中小企業論  
(中小企業間ネットワーク、中小企業政策など。)  
・地域経済論

(製造業、商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など。)  
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

### 【生年】

1964年 東京都町田市生まれ

### 【経歴】

1988年 上智大学文学部国文学科卒業

1996年 名古屋大学大学院

国際開発研究科

修士課程

国際協力専攻修了

1999年 名古屋大学大学院

国際開発研究科

博士課程

国際協力専攻修了

1999年 博士号(学術・名古屋大学)取得

### 【職歴】

1988年-1991年

Thai Airways International Co.,Ltd 日本支社勤務

1991年-1994年

株式会社 PHP 総合研究所勤務

[1992-1993年 シンガポール支社駐在]

1996年-2001年

大阪府立産業開発研究所 経済調査部国際調査室勤務

2001年-2007年

日本福祉大学経済学部 助教授

2007年

神戸国際大学経済学部 教授

### 【役職等】

1995年-2002年

財国際観光開発研究センター客員研究員

2001年度

先進的教育情報環境整備推進協議会委員

2001年-2002年

佛教大学総合研究所嘱託研究員

2002年度

墨田区産業振興会議工業部会委員

2002年度

大阪府高槻市工業振興ビジョン策定調査委員

2002年度

愛知県アイチ・ブランド創出検討委員会委員

2002年-2004年

財統計情報研究開発センター・人口減少と地域経済研究会委員

2002年-2003年

大阪湾臨海部緑の拠点創出(堺第7-3区「共生の森」)検討委員会委員

2003年度

財名古屋都市センター 調査部 特別研究員

2003年度

知多南部5商工会ビジョン委員会委員

2004年度

大阪国際空港周辺地域の産業再編に向けた低未利用資源等活用計画策定

事業検討委員会座長

(継続中)

1995年-

国際協力事業団「中小企業論」講師

2002年-

京都機械金属中小企業青年連絡会 顧問

2004年-

豊田市企業立地誘致審議委員会委員(2006-副委員長)

2003年-

愛知県アイチ・ブランド認定審議委員会委員

2004年-

共同通信社・政経懇話会講師

2004年-

愛知県産業活性化計画策定委員会委員

2004年-

財置賜地域地場産業活性化センター地場産品プロモーションアドバイザー

2004年-

本町大通り商店街振興組合顧問(山形県長井市)

2005年-

知多市産業振興アドバイザー

2005年度

名古屋市西区生涯教育センター講師

2005年度

高槻市産業振興審議会委員

2005年度

愛知県中小企業団体中央会2010ビジョン作成委員会座長

2005年度

愛知県商店街振興組合連合会「商店街創生事業」アドバイザー(大府市共和小商業協同組合担当)

### 【賞等】

2002年

東海学術奨励会奨励賞

2002年

阪急・彩都ビジネスワード・コンテスト佳作

2002年

イオン・グループ第二回イオン21キャンペーン「夢ある未来・地域」賞

### 【その他】

2003-2005 NHKテレビ『21世紀ビジネス塾』ゲスト講師

2005- 静岡放送ラジオ『とれたてラジオ』ゲスト講師

2006.4 日本テレビ『世界一受けたい授業』ゲスト講師

【最近の仕事に関しては】 → <http://blog.kansai.com/stroller/7>

【ネット上でご覧いただける報告書は】 → <http://blog.kansai.com/stroller/8>



# 能登地震震災復興の市民活動レポート②

## 土蔵修復の準備が始まる

(有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野 雅男氏)

### 1. 復興でいいのか?

地震が発生してから早3ヶ月が過ぎました。倒壊した建物は取り壊され、空き地が歯抜け状にポツポツと現れて、もう昔のような街並みではなくなりました。高齢者のひとり暮らしの方や障害を持っている方など、生活の経済的な基盤が脆弱な方ほど、ダメージを受けた建物を補修するための余裕がなく、取り壊してしまい仮設住宅に住まわれているようです。地域社会では、連続していた街並みがずたずたに寸断されただけではありません。建物を取り壊したり修復したりする際に、隣近所の間で些細ないざこざもあるようです。

このような街並みの破壊やコミュニティの崩壊は、なにも地震が引き起こしたのではないと思います。もともと潜在的にあったことであり、数十年先には起こったであろう事柄だったのです。それが、地震という大きな衝撃の作用で一気に露呈してしまったと考えるのが自然ではないでしょうか。

輪島に限らず、ほとんどの地域社会では人口が減少していきます。また、自治体の財政が逼迫し、規模を縮小せざるを得ません。我々はこれまで体験したことがない状況に直面します。そのことに正面から向き合わずに、まちづくりや環境整備、公共サービスなどが行われてきたのではないのでしょうか。その歪みあるいはツケが「地震の後遺症」として出現しています。住む家を無くされた方には住宅を提供することは必要ですが、公営住宅も含めた地域社会の立て直しは、基本的に単なる復興や復元ではだめなのではないかと思えます。安易な震災復興計画とそれに基づく公共事業は、地域社会の歪みを是正することはできません。これからの豊かな生活を享受するために、良好なコミュニティを形成するために、地域住民の声をじっくりと聞き、時間を掛けて話し合い、計画を作ることが必要だと思えます。それは、元に戻す「震災復興」ではなく、新しい方向性を目指す「総合的なまちづくり」だと思えます。

### 2. 土蔵の修復で目指すもの

私たちはこれまで、輪島土蔵修復支援活動実行委員会として、土蔵の調査と修復提案などを行ってきました。そして、この夏からいくつかの土蔵を修復する目処が立ちました。その活動は、我が国を代表する左官職人集団の熱意ある協力を全面的にいただき、大学生や建築士を中心とするボランティアの参加も大きな推進力となっています。

活動母体の継続性を高め、活動の信用性を付与するために、7月7日にNPO法人を設立しました。その設立趣意書を作成するときに、活動の趣旨とキャッチコピーを考えました。【土蔵を活用して、新しい「文化・技術・まち」を創出する】

not recover, DO REBORN based on recycled "DOZO"

『私たちは、能登半島地震により被災した輪島市内の土蔵を復元するものではありません。壊(さ)れなかった

土蔵空間は、貴重な都市資産です。そこに国内外から様々な叡智と善意を集め、漆器に代表される地域固有の「新しい文化」を育成し、建築・左官の「優れた技術」を磨き上げ、回遊性のある「魅力的なまち」を形成します。そのような総合的なまちづくり活動を目指します。』

これからの事業展開は、以下の4点を考えています。

#### ●土蔵の修復事業

損壊した土蔵の修復のために、各種ワークショップ(設計・煉瓦制作・修復など)を開催し、技術者や労働力を提供し支援します。資金や工期などの制約条件に対応した修復工法を検討します。

#### ●土蔵修復の技術研修事業

土蔵修復の左官技術や大工技術を高めるため、マイスターを招いてセミナーを開催し、地元の職人を育成支援します。

#### ●土蔵の活用・交流事業

現在遊休化している土蔵は借り上げて改修し、アーティストや職人に賃貸するなどして活用します。また、土蔵の中で文化交流事業を企画し開催します。

#### ●土蔵の街の情報発信事業

土蔵再生の街としてまちづくりをアピールし、都市観光を求める新たな観光客を誘致します。

### 3. 土壁を作ってみる

第2回土蔵修復セミナーを6月16、17日に開催しました。1日目は、これから修復する現場の改修方法について最終確認を行いました。左官職人は、関西から久住章さんと小林隆男さん、竹本さん(金沢)ら5人が参加、建築家、計画家、大学生ら総勢16人で7軒を回りました。総じて、湿気対策、通気が土蔵の修復にあたって重要な要素であると指摘を受けました。

2日目はいよいよ土壁づくりです。福井大学から6人、金沢工大5人、金沢大学2人、金沢美大1人、左官職人・研究者8人、大工職人1人、建築家ら6人、土蔵所有者4人、30人を超える参加者が集まりました。

まずは下準備、鉋を使って竹釘を作ります。剥離した壁土に粘性の高い土を混ぜ、藁を入れて足でこねました。ちょうど良い堅さになったら、大きな泥団子を作ります。別のグループは、型枠に泥を詰めて型枠を外すと、あっという間に日干し煉瓦のできあがり。次に、木枠に竹を並べて縄で編んでいきます。縦竹の次は竹釘を使って横竹を固定し、さらにたこ縄をたくさんぶら下げていきます。これがいわゆる「竹小舞搔き」、縄はいろんな結び方があって難しい。半日乾かした泥団子は水分が適度に抜けて準備完了、ひとつずつ気合いを込めて竹小舞めがけてぶつけます。それを撫でて平らにし、乾燥を早めるために穴と筋を入れて完成、これだけの大きさの壁ですが、一日仕事でした。左官職人の技術の奥深さと膨大な作業量に驚きました。夏休みの本番には、ここで習得した技術を発揮して、土蔵そのものの土壁を作ります。(写真 01-05)

#### 4. みんなで支える非営利活動

##### ■公的な支援

平成19年度「全国都市再生モデル調査」(内閣官房都市再生本部)の対象(全国で157件)に選ばれました。私どもの活動に対して公的な支援を受けることとなります。ありがたいことですし、意義のある報告ができるよう頑張っていきます。また、他の公的な支援を受けるべく申請や要請をしていきます。

##### ■市民・企業市民の善意

上記の事業予算は年間約1千万円を想定しています。数年間の事業予算は3千万円、そのうち公的な支援として約2千万円を見込んでおり、市民や企業市民の方からの寄付金目標額を1千万円としています。あなたの善意を寄せてくださいますようお願いいたします。

郵便局振込口座 00760-2-75912 輪島土蔵文化研究会

##### ■器再生プロジェクト

土蔵の修復支援活動をしている中で、昔塗師屋を営んでおられた方の土蔵から数十年間眠っていた漆器が出てきました。これは、「地震の申し子」とも言え、この器を大切に活用することで、漆の街をアピールしていきます。上記の寄付金集めの一環として、土蔵から発掘した器を販売してその売り上げを活動資金に充てようと考えております。協力者には、寄付する感覚で器を購入し、使ってもらおうということです。半製品の器は、輪島漆芸研修所の研修生と独り立ちされた職人の協働作業で製品化(中塗りと上塗り)し、12月以降に販売する予定です。

事業収支ならびに寄付金については、税理士の監査を経てホームページに公開します。

◇活動拠点 石川県輪島市河井町4-66-1「あての家」  
tel 0768-22-2848

wajimakenchiku@wave.plala.or.jp

◇ブログ <http://wajimareno.exblog.jp/>



01 藁を入れ足で踏んで土を練り込みます



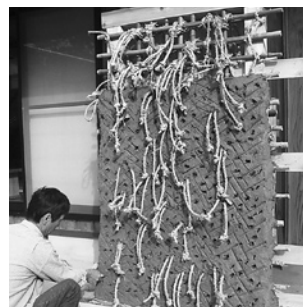
02 ほどよい固さになったら泥団子を作り日に干します



03 縄を縦横に編み竹小舞を掻きます



04 半日干した泥団子を竹小舞にぶつけます



05 タコ縄を埋め込み荒壁の下地が完成



### 水野 雅男

(みずの まさお)

#### 【出生】

1959年4月21日  
白山市(旧松任市)生まれ

#### 【学歴/経歴】

- ・1975年4月-1978年3月  
石川県立金沢泉丘高等学校  
理数科
- ・1978年4月-1983年3月  
東京工業大学 工学部 社会工学科

- ・1983年4月-1985年3月  
東京工業大学 理工学研究科 社会学専攻
- ・1985年4月-1989年4月  
社団法人 地域振興研究所 研究員
- ・1989年5月-1990年3月  
東京工業大学 社会工学科 研究生
- ・1990年4月-1993年7月  
株式会社 地域開発研究所 研究員
- ・1993年8月  
有限会社 水野雅男地域計画事務所 設立

#### 【資格等】

技術士(建築部門1993年3月)  
中心市街地活性化商業活性化アドバイザー

石川県地域づくり推進協会コーディネーター  
金沢大学非常勤講師

#### 【受賞】

石川TOYP(The Outstanding Young People)大賞受賞(1999年)  
バリアフリーフェスタ全国デザインコンペ最優秀賞受賞(1998年)  
地域づくり総務大臣表彰受賞(金沢大野くらくらアートプロジェクト2004年)

#### 【執筆論文等】

『金沢アートアヴェニューでのオープンカフェ社会実験』(道路行政セミナー06年2月)  
『住民主体のまちづくりとワークショップ』(建築とまちづくり264号99年3月)  
『フォトエッセー都市空間の表情』(自主発行98年7月)  
『北陸におけるリゾート開発の可能性』NIRA研究叢書(88年)  
『マリーナ整備の経済的・社会的効果に関する基礎的研究』(土木学会92年11月)第15回土木計画学研究発表会論文集  
『港とまちの空間構成上の関連に関する史的的研究』(土木学会85年6月)第5回日本土木史研究発表会論文集

#### 【主要な委員】

金沢市協働をすすめる市民会議委員(05-06年度)  
富山県新総合計画「県土づくり研究会」委員(05年6-9月)  
金沢市市街地活性化推進委員会委員(03-04年度)  
松任市総合開発審議会委員(97-98年度)  
石川県新長期構想検討百人委員会委員(94-95年度)



## 能登半島地震に関する中小企業協同組合等 意見交換会開催される

3月の能登半島地震では、住宅や事業施設のほか、当会会員の組合施設等も大きな被害を受けました。そこで当会では、7月20日、関係者が被害状況や復興活動さらには今後の地域・組合活性化策などについて情報を共有し、今後の取り組みに活かすため意見交換会を開催（能登空港ターミナルビル）しました。

会議には、被災組合代表者等23名が出席され、事業活動や建物等の被害状況をはじめ宿泊予約のキャンセルや風評被害等の実態が述べられた後、地震によって組合員間のもとより地域や業界全体での連携が強化されたこと、新潟県中越地震の経験が参考となったことのほか今後に向けた地域ぐるみのイベントの開催や県内外に向けた販売促進活動さらには子ども向けの伝統産業普及事業や後継者育成事業の展開などについて熱く述べられました。

また、先日の新潟県中越沖地震で被害を受けた自動車部品工場の生産停止が国内の自動車工場の操業停止に繋がるように、緊急時にどの部門をいつまでに復興させ、その間の代替策をどうするかなど緊急時の事業継続計画の策定がきわめて重要であることについても事例集等を用いて学習したところであります。

いずれにしても、今回の能登半島地震からの復興に向けた取り組みがいわゆる「能登モデル」として今後の災害対策に活かされるべくそれぞれが積極的に取り組んでいくことを確認いたしました。

引き続き、当会に寄せられた義援金（608.5万円）については、去る7月10日に開催された当会企画委員会の議に基づき組合施設等に被害を受けた23組合に贈呈するとともに、能登地区の被災6市町（輪島・七尾・珠洲市、穴水・志賀・能登町）に持参し、それぞれ市・町長にお渡ししました。なお、今後、被災組合における復興に向けたイベント等の取り組みにも助成するなど支援活動にも充当することとしております。



安田専務理事の挨拶



意見交換会風景①



意見交換会風景②



義援金の提供

# 石川県制度金融の金利改正のお知らせ

この度、石川県の制度金融の金利につきまして、長期プライムレート等の市場金利動向に対応し、平成19年7月1日より次のとおり改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

(単位：年利%)

| 事業名            |                  |                                   |            | 現行    | 改正    | 変動幅       | 備考             |
|----------------|------------------|-----------------------------------|------------|-------|-------|-----------|----------------|
|                |                  |                                   |            | (A)   | (B)   | (B) - (A) |                |
|                |                  |                                   |            | 融資利率  | 融資利率  | 融資利率      |                |
| 構造改革支援融資資金     | 地域商工業活性化融資       | 一般分                               | 付保         | 2.20% | 2.45% | 0.25%     |                |
|                |                  |                                   | 変動<br>変動付保 | 1.70% | 1.95% | 0.25%     |                |
|                |                  | 産学・産業間連携支援分、<br>子育て支援分            | 付保         | 2.15% | 2.15% | 0.00%     | 短プラ連動          |
|                |                  |                                   | 変動<br>変動付保 | 1.65% | 1.65% | 0.00%     |                |
|                |                  | 商業振興分                             | 付保         | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
|                |                  |                                   | 変動<br>変動付保 | 1.50% | 1.75% | 0.25%     |                |
|                | 企業活性化支援分         | 付保                                | 1.95%      | 1.95% | 0.00% | 短プラ連動     |                |
|                |                  | 変動<br>変動付保                        | 1.45%      | 1.45% | 0.00% |           |                |
|                | 経営革新等支援融資        | 経営革新分、<br>海外展開企業支援分、<br>情報技術活用支援分 | 付保         | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
|                |                  |                                   | 変動<br>変動付保 | 1.50% | 1.75% | 0.25%     | 短プラ連動          |
|                |                  | 経営革新小規模企業分                        | 付保         | 1.95% | 1.95% | 0.00%     |                |
|                |                  |                                   | 変動<br>変動付保 | 1.45% | 1.45% | 0.00%     |                |
|                | 事業転換支援融資         | 付保                                | 1.90%      | 2.15% | 0.25% |           |                |
|                |                  | 変動<br>変動付保                        | 1.40%      | 1.65% | 0.25% |           |                |
| 創業者支援融資        | 一般分              | 付保                                | 2.00%      | 2.25% | 0.25% |           |                |
|                | 中高年齢者創業支援分       | 変動<br>変動付保                        | 1.50%      | 1.75% | 0.25% | 短プラ連動     |                |
| 小口融資           | 一般分・特別分          |                                   | 1.95%      | 1.95% | 0.00% |           | 短プラ連動          |
|                | 当座繰越分            |                                   | 1.45%      | 1.45% | 0.00% |           |                |
|                | 季節分              |                                   | 2.10%      | 2.35% | 0.25% |           |                |
| 経営安定支援融資資金     | 経営安定支援融資         | 一般分・特別分                           | 付保         | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
|                |                  | 再生支援分                             |            | 1.50% | 1.75% | 0.25%     |                |
|                | 資金繰り支援分          |                                   |            | 2.25% | 2.50% | 0.25%     |                |
|                |                  | 変動                                |            | 2.15% | 2.15% | 0.00%     | 短プラ連動          |
| 連鎖倒産防止・災害対策融資  |                  |                                   | 2.00%      | 2.25% | 0.25% |           |                |
| 能登半島地震対策融資     | 復旧支援分<br>(一般・特別) |                                   |            | 1.00% | 1.00% | 0.00%     | 地震対応の固定利率1.0%  |
|                |                  | 変動                                |            | 1.65% | 1.65% | 0.00%     | 短プラ連動          |
|                | 復興支援分<br>(一般・特別) |                                   |            | 1.00% | 1.00% | 0.00%     | 地震対応の固定利率1.0%  |
| 企業立地促進融資       |                  |                                   |            | 1.65% | 1.65% | 0.00%     | 短プラ連動          |
|                | 変動               |                                   |            | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
| バリアフリー施設整備促進融資 |                  |                                   |            | 1.00% | 1.00% | 0.00%     | バリアフリー融資利率1.0% |
| 観光施設整備資金       |                  |                                   |            | 2.20% | 2.45% | 0.25%     |                |
| 民宿整備資金         |                  |                                   |            | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
| (参考)           | 一般               |                                   |            | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
| 環境保全資金         | 特利               |                                   |            | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |
| 産業廃棄物処理施設整備資金  |                  |                                   |            | 2.00% | 2.25% | 0.25%     |                |



# 「産業廃棄物管理票交付等状況報告の義務化」 及び「電子マニフェストの普及促進」について

石川県環境部廃棄物対策課よりお知らせ

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告の義務化

産業廃棄物の処理を委託する際には、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）又は電子マニフェストのいずれかの交付等が義務付けられています。

平成18年7月の廃棄物処理法施行規則の改正により、前年度の紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付等の状況について、平成20年度以降、毎年6月30日までに県（金沢市内の事業場は金沢市）へ報告することが義務化されました。

（初年度は平成20年6月30日までに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に交付した紙マニフェストの状況を報告する必要があります。）

ただし、電子マニフェストの場合は、情報処理センターが集計し、県等に報告されるため、個々の事業場からの報告は必要ありません。

※ 報告様式は県ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.jp/>）からダウンロードできます。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成19年度）

記載例

平成20年6月30日

| 産業廃棄物の種類は次から選択下さい  |   | 特別管理産業廃棄物  |   | 石川県金沢市鞍月〇丁目〇番地<br>名 凹凸建設株式会社 代表取締役 凹凸 △□<br>（注）は名称及び代表者の氏名<br>076-〇〇〇-〇〇〇〇  |  |                  |            | 業種は、下表の日本標準産業分類の中分類に準拠して記入下さい。 |   |  |   |  |
|--|---|--|---|---|--|------------------|------------|--------------------------------|---|--|---|--|
| 普通の産業廃棄物   |   | 特別管理産業廃棄物  |   | 平成19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。   |  |                  |            |                                |   |  |   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>燃え殻</li> <li>汚泥</li> <li>廃油</li> <li>廃酸</li> <li>廃アルカリ</li> <li>廃プラスチック類</li> <li>紙くず</li> <li>木くず</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>繊維くず</li> <li>動植物性残さ</li> <li>ゴムくず</li> <li>金属くず</li> <li>ガラス・コンクリー</li> <li>陶磁器くず</li> <li>磁さい</li> <li>がれき類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜ふん尿</li> <li>家畜の死体</li> <li>ばいじん</li> <li>13号廃棄物</li> <li>動物系固形不要物</li> <li>建設混合廃棄物</li> <li>廃電気機械器具</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>引火性廃油</li> <li>引火性廃油(有害)</li> <li>強酸</li> <li>強酸(有害)</li> <li>強アルカリ</li> <li>強アルカリ(有害)</li> <li>感染性産業廃棄物</li> <li>廃PCB等</li> <li>PCB汚染物</li> <li>PCB処理物</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃石棉等</li> <li>指定下水汚泥</li> <li>磁さい(有害)</li> <li>燃え殻(有害)</li> <li>廃油(有害)</li> <li>汚泥(有害)</li> <li>廃酸(有害)</li> <li>廃アルカリ(有害)</li> <li>ばいじん(有害)</li> <li>13号廃棄物(有害)</li> </ul> | 事業場の名称 <b>小松分院 建設工事現場</b> 業種 <b>06 総合工事業</b> |                  |            |                                | 事業場の住所 <b>小松市〇〇町〇〇番〇</b> 電話番号 <b>0761-〇〇-〇〇〇〇</b> |  | 許可番号は、許可証等で確認下さい。<br>積込みと積下ろしの県市の許可番号を記載。 |  |
| 番号   | 産業廃棄物の種類  | 排出量(t)   | 管理票の交付枚数  | 運搬受託者の許可番号  | 運搬受託者の氏名又は名称                                 | 運搬先の住所           | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称                   | 処分場所の住所   |  |   |  |
| 1  | 廃プラスチック類  | 0.125  | 1   | 1600034567<br>1700034567  | 〇〇運輸(株)                                      | 富山県〇〇市〇〇         | 1640011111 | 〇〇環境処理                         | 富山県〇〇市〇〇  |  |   |  |
| 2  | 廃油  | 排出量の単位は「トン」を用いて下さい。重量が不明な場合は、下表のm <sup>3</sup> とトンの換算例(参考値)を参考に換算して記載することも可能です。  |   | 1700112345  | 〇〇運送(株)                                      |                  |            |                                |   |  |   |  |
| 3  | がれき類<br>(石綿含有産業廃棄物)   | 11   | 5   | 1700112345<br>6010112345<br>1700011123<br>6000011123  | 〇〇運送(株)<br>〇〇クリーン(株)                         | 金沢市△-〇<br>七尾市△-〇 | 1740011123 | 〇〇クリーン(株)                      | 七尾市△-〇  |  |   |  |
| 4  | 廃石棉等  | 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、産業廃棄物の種類に加え、その旨を記載下さい。  |   | 1750123456<br>2450123456  | (株)△△運輸                                      | 三重県〇〇市〇-〇        | 2490012345 | (株)〇〇センター                      | 三重県〇〇市〇-〇   |  |   |  |

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格A4列4番）

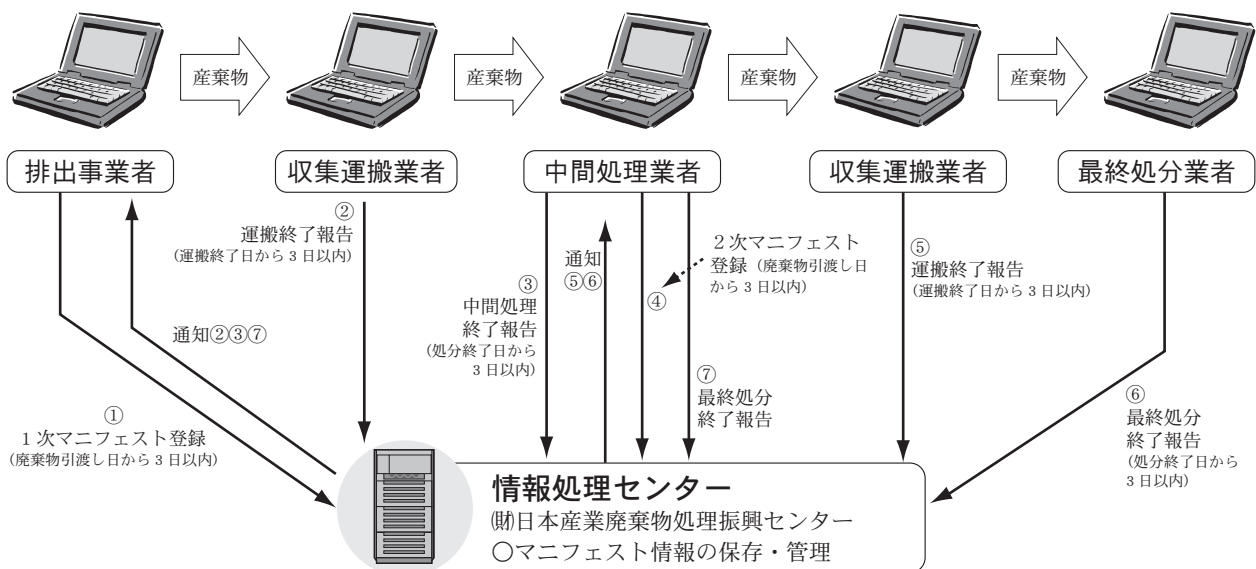
## 電子 manifests の概要

国では「IT 新改革戦略」において、電子 manifests の普及を推進しています。  
電子 manifests 普及目標：平成 22 年度の普及率 50%

電子 manifests には次に掲げるメリットがあります。

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要。
- ・記入漏れがない。・パターン登録により入力・確認が簡単。
- ・処理終了をタイムリーに確認。
- ・紙 manifests の B2 票、D 票、E 票の回収、A 票との照合作業が不要。
- ・伝票の保存管理スペースが不要。(紙 manifests の場合は 5 年間の保存が必要)
- ・情報処理センターに保管しているデータをパソコンに取り込み、帳簿等の作成が容易。  
[CSV 形式で保存した後、表計算ソフト (エクセル等で加工) できる。]

### ◆電子 manifests の流れ



### ◆電子 manifests の加入について

#### ■利用料金表

| 料金区分               | 排出事業者                  |                               | ○加入の単位<br>排出事業場単位又は排出事業を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。<br>○利用料金<br>A料金かB料金のいずれかを選択できます。年間500件以下であればB料金がお得です。また、更新時にA料金とB料金の変更ができます。<br>○その他<br>収集運搬業者及び処分業者にも利用料金が必要です。 |
|--------------------|------------------------|-------------------------------|---|
|                    | A料金                    | B料金                           |   |
| 加入料<br>(加入時のみ)     | 5,000円<br>(税込5,250円)   | 3,000円<br>(税込3,150円)          |   |
| 基本料<br>(年額)        | 25,000円<br>(税込26,250円) | 40件まで<br>2,000円<br>(税込2,100円) |   |
| 使用料<br>(登録情報1件につき) | 10円<br>(税込10.5円)       | 41件から<br>60円<br>(税込63円)       |   |

申込み用紙、詳細なパンフレット、デモシステム等はホームページからご覧頂けます。  
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5811-8296 <http://www.jwnet.or.jp>

## 電子マニフェスト導入モデル事業の実施について

石川県及び金沢市では、電子マニフェストの普及促進を図るため、モデル事業を実施することとしており、参加事業者を次のとおり募集しています。

### 1 モデル事業の内容

電子マニフェストをモデル的に導入する排出事業者を支援し、その普及を推進します。

- ① 参加事業者は、情報処理センター（財）日本産業廃棄物処理振興センター）が運営する電子マニフェストシステムに加入し、実際に運用する。
- ② 参加事業者に対し、電子マニフェストに係る加入料及び基本料について、1事業者あたり5,250円を上限に石川県（金沢市内の事業場にあつては金沢市）が助成する。
- ③ 運用後、システムの検証のための意識調査（アンケート形式）を行う。

### 2 対象者

新たに電子マニフェストを取り扱う排出事業者

### 3 特典

排出事業者が情報処理センターに支払う利用料金の一部（太線の範囲内）を県（又は金沢市）が助成します。

| 料金区分                 | A 料金     | B 料金              |
|----------------------|----------|-------------------|
| 加入料<br>(加入時のみ)       | 5,250 円  | 3,150 円           |
| 基本料<br>(年額)          | 26,250 円 | 40 件まで<br>2,100 円 |
| 使用料<br>(登録情報 1 件につき) | 10.5 円   | 41 件から<br>63 円    |

※A料金とB料金の区分は自由に選択できます。

- ・既に電子マニフェストに加入している事業者は助成の対象となりません。
- ・基本料（年額）の助成は1年目のみ対象ですので、2年目以降は自己負担となります。
- ・本モデル事業に参加される方は、（財）日本産業廃棄物処理振興センターの「電子マニフェスト普及促進キャンペーン」の対象外となります。

### 4 募集期間

平成19年6月29日（金）～平成19年8月24日（金）

#### モデル事業の申込先 電子マニフェストの申込み、相談窓口

(社)石川県産業廃棄物協会

〒920-0918 石川県金沢市尾山町9-13 中小企業会館ビル4F

TEL 076-224-9101 <http://www.hokuriku.ne.jp/i-sanpai/>

#### 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先

石川県環境部廃棄物対策課 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 TEL 076-225-1474

金沢市環境局環境総務課 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 TEL 076-220-2304



# 「石川県成長力底上げ戦略推進円卓会議」が設置される

政府は、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止するため、「成長力底上げ戦略」を推進しています。

このため、本年3月22日には、内閣官房長官の主宰により、労使代表や有識者・関係閣僚等から構成される「成長力底上げ戦略推進円卓会議」が設置された（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou2/index.html>）ところであり、(1)人材能力戦略、(2)就労支援戦略、(3)中小企業底上げ戦略の各々の分野で具体的な方針が取りまとめられることとされています。

さらに、成長力底上げ戦略が国民各層の理解を得て適切な効果をあげることを目指して、地方においても産業、労働、福祉、教育訓練及び関係行政の代表者等を参集し、地方版の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」を開催することとなりました。当県においても、官民一体となった推進組織として、当会五嶋会長を含む22名にて構成される「石川県成長力底上げ戦略推進円卓会議」が設置され、会議を開催することにより、地域の実情を踏まえた底上げ戦略の推進方策について意見交換を行い、共通認識の形成を図ることとしています。

本県円卓会議の第1回会合が6月29日（金）にKKRホテル金沢で開催され、草野隆彦厚生労働省大臣官房審議官の挨拶の後、(1)「成長力底上げ戦略」の趣旨説明、(2)意見交換がなされ、経済成長を下支えする中小企業の生産性や人材能力の向上などに官民連携で取り組むことを確認しました。なお、会議は3年間設置され、2回目は今年度中に開催される予定です。

## 成長力底上げ戦略とは

### 1. 人材能力戦略－能力発揮社会の実現

誰でもどこでも就業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会（能力発揮社会）の実現を目指す。

### 2. 就労支援戦略－「福祉から雇用へ」の推進5か年計画の策定・実施

「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り終了による自立・生活の向上を図る。

### 3. 中小企業底上げ戦略－「生産性向上と最低賃金引上げ」に向けた政策の一体運用

働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体運用を行う。

## 「石川県成長力底上げ戦略推進円卓会議」における協議事項

中央レベルで設置された「成長力底上げ戦略推進円卓会議」における決定内容を周知するとともに、社会全体としての合意形成を図るため、地域における「成長力底上げ戦略」の効果的な推進に向けた取り組みについて協議する。

## 「石川県成長力底上げ戦略推進円卓会議」の構成員（敬称略・平成19年6月29日現在）

（石川県）

谷本 正憲 石川県知事  
中西 吉明 石川県教育委員会 教育長

（有識者）

若杉 幸平 弁護士（議長）  
堀 喜代治 株式会社北國新聞 論説副主幹（議長代理）

## (産業界)

徳舛 周斌 社団法人経営者協会 会長  
 五嶋耕太郎 石川県中小企業団体中央会 会長  
 深山 彬 石川県商工会議所連合会 会頭  
 荒木 龍平 石川県商工会連合会 会長

## (労働界)

川淵 尚志 日本労働組合総連合会石川県連合会 会長  
 中村 栄一 J A M石川福井 委員長  
 柴田 康廣 U I センセン同盟石川県支部 支部長  
 坂本 治路 電機連合石川地方協議会 議長

## (福祉関係者)

雄谷 良成 社会福祉法人佛子園 理事長

## (教育・訓練機関)

木本 勉義 雇用・能力開発機構石川センター 統括所長  
 平本 正康 社団法人石川県専修学校各種学校連合会 理事長

## (国)

坂本 潔 厚生労働省 石川労働局長  
 佐藤樹一郎 経済産業省 中部経済産業局長  
 山崎 康史 財務省 北陸財務局長  
 涌野佐斗司 総務省 北陸総合通信局長  
 須野原 豊 国土交通省 北陸地方整備局長  
 江口 孝 国土交通省 北陸信越運輸局石川支局長

## 10月1日より雇用保険法が変わります！

### 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの所定労働時間による被保険者区分（一般被保険者／短時間被保険者）をなくし雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12ヶ月（各月11日以上）**の被保険者期間が必要になります。  
 ※倒産・解雇により離職された方は6ヶ月（各月11日以上）が必要。

詳しくは、最寄りのハローワーク又は石川労働局職業安定課（TEL 076-265-4427）にお問合わせ下さい。

# 第59回中小企業団体全国大会における 石川県からの要望事項について

第59回中小企業団体全国大会が、本年10月25日（木）両国国技館において開催されます。

この大会は、わが国の経済構造が激変する中で、中小企業の発展と連携の絆を広げ、中小企業組合組織をより強固にする契機とするもので、今年のキャッチフレーズは「連携、創造、発展」となっております。大会においては、全国の中小企業団体の代表等が参加し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の強化充実を訴え、企業連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現をめざしております。本会も毎年同大会に参加し、施策要望を提出しており、本年は次の要望を提出することとしましたのでお知らせします。

なお、この要望事項は東海北陸ブロック5県の中央会で協議し、ブロック要望として取りまとめの上、全国中小企業団体中央会に提出し、同大会の要望事項に反映されることとなっております。

## 総合

### ▶景気対策

1. 深刻な状況にある中小企業が、景気回復に向けて、将来を力強く切り開いていくことができるよう、国等の責務でもある「災害に強いまちづくり」に代表される社会資本の整備等公共事業の拡充をはじめ、予算の重点化・効率化による内需を喚起し、中小企業を活性化させる景気対策を強力に推進すること。
2. 近年続いている原油価格や原材料高騰並びに生産コスト増大に伴い、中小企業の経営環境は悪化しており、景気回復を妨げ、国際競争力の低下を招くおそれもある。  
国は税制、金融施策、物流対策等において万全の措置を講ずること。

### ▶中小企業対策・連携対策予算

3. 新年度予算の編成にあたっては、我が国経済の担い手である中小企業の重要性を鑑み、中小企業が地域で行う組織化、グループ化、ネットワーク化等を通じた新たな取り組みを有効な景気対策と位置づけて積極的に支援し、中小企業政策の充実とともに中小企業対策予算の大幅な増額を講ずること。
4. 三位一体の改革に伴い都道府県向け補助金と地方交付税が大幅に削減されたが、財源委譲は充分でなく、地方自治体の財政に重大な財源不足を招いている。この結果地方自治体の中小企業向け発注額や中小企業対策予算も大幅に減少し、地方経済低迷の大きな原因となっており、国は地方自治体が必要な地域中小企業対策が実施できるよう財源確保に配慮すること。
5. 現在、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」が国、県でそれぞれ開催されているところであるが、その議論をもとに中小企業の生産性向上等の中小企業対策について確実なものとするため、平成20年度予算編成に当たっては、十分な実行財源の確保を図ること。

### ▶下請企業対策

6. 流動化する下請分業構造の中で、情報化の推進、技術力の強化、新製品開発などを行い、経営革新や新たな事業展開に積極的に取り組む下請中小企業や組合等に対する支援策を強化・拡充するとともに、下請取引の適正化及び改善について強力に推進し、親企業への指導・監督機能の強化を図ること。



## ▶伝統産業対策

7. 我が国文化と地域経済の担い手でもある伝統産業に対する振興策を強化するとともに、技術の保存・継承者の育成等に対し、支援策の強化・拡充を図ること。

特に、産地組合による地場産品等の需要開拓などの取り組みや伝統的工芸品産業の振興を図るための施策を拡充すべきである。

## ▶官公需対策

8. 官公需の中小企業向け発注を大幅に増額するとともに、毎年閣議において決定される「国等の契約の方針」の実効を確保し、発注機関に対して官公需施策の一層の周知徹底を図ると同時に、地域性を充分配慮の上、中小企業及び官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の積極的な活用を促進すること。

特に、中小企業の受注環境を整備・改善するため、分離・分割発注の推進、適正価格による発注等に努めること。

9. 官公需適格組合が有する技術、製品及び役務等について、国等が一定の基準のもとに試験発注を行い、試験実施後の有効性を確認できれば、優先発注できるような制度を構築すること。

## ▶労働環境対策

10. 経済原理又は効率経済の行過ぎた政策は、多方面に亘って格差を広げつつある。とりわけ、生活環境面での地域格差がこれ以上拡大すれば近い将来大都市への人口集中をさらに促進することになり、地方の中小企業にとっても労働力不足等の労働環境の悪化が大いに懸念される。このような事態を招かないためにも適時・適切な経済対策を講ずること。

## 組 織

### ▶連携組織対策

11. 商工組合制度が「社会的に一層積極的な対応が要請されつつある環境・リサイクル・エネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割」などにシフトされつつある。

業界を代表し、指導的機能を有する商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策を一層充実すること。

12. 急速に進行している産業構造の変化の中で、中小企業の自主的な経営革新や新規創業において重要な役割を果たしている中小企業組合をはじめとした中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算並びに支援策を大幅に拡充すること。特に、現状を打破しきれない多くの中小企業にとって、中小企業組合同士の連携・ネットワーク化等を推進することは、新たなビジネスチャンスを見出す契機となるため、既存中小企業組合に対するきめ細かな支援を充実・強化すること。

また、中小企業連携組織政策の推進の核となっている中小企業団体中央会の指導体制の整備・充実、事業の円滑な実施等について特段の配慮を講ずること。

## 金 融

### ▶金融対策

13. 厳しい経営を強いられている中小企業にとって、円滑な資金調達のためには政府系中小企業金融機関によるセーフティネット機能が必要不可欠である。

中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等は、統合されても全国一律の条件で適用される安定した資金調達先として中小企業を支援するべきである。また、商工組合中央金庫が完全民営化となっても所属団体中小企業への融資を充分行えるよう特段の配慮を講ずること。

### ▶信用補完制度

14. 信用保証協会による信用保証料率は、企業の経営体力に応じて9段階に分けられることとなったが、特に信用力の低い企業に対する資金供給に支障をきたすことがないよう配慮するなど、信用補完制度の充実に努めること。

### ▶信用組合支援

15. 協同組織金融機関としての信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、政府系中小企業金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。さらに信用組合を活用した小規模向け融資制度の充実に努めること。

### ▶高度化資金融資制度

16. 中小企業高度化事業について、引き続き次の措置を講じていくこと。

- (1) 経営環境変化のスピード化に伴いやむなく実施する償還期限内の設備等の更新に対しては繰り上げ償還の対象としないこと。
- (2) A方式による高度化は都道府県の財政負担が重く、地域間格差も懸念されるため、今後はB方式による高度化事業の対象を拡大し、中小小売商業振興法、労働力確保法等の他の法律の認定事業者も同様とすること。

## 税 制

### ▶外形標準課税

17. 外形標準課税は、資本金1億円以下の中小企業への適用を拡大しないこと。

### ▶消費税

18. 中小企業の経営環境は原油価格高騰等によるコスト増大、社会保険料等の負担拡大の中で、消費税引き上げを行えば企業経営に重大な悪影響を及ぼす。今後とも税率変更は行わないこと。

### ▶情報通信税制

19. 自社で利用する目的で無形固定資産に計上するソフトウェアは、現在、5年で償却することが定められているが、ソフトウェアは、技術革新による機能の陳腐化、不適合化が急激に進展するため、5年では利用の実態と法定耐用年数とが対応できていないのが実態であり、償却年数を3年に短縮するべきである。

### ▶税制その他

20. 中小企業が大規模な構造変化に適切に対応し、我が国経済の重要な担い手としての役割を果たしていくことができるよう、税制改革にあたっては、次の措置を講ずること。

- (1) 中小法人の軽減税率の適用所得の引上げ、中小企業組合税率の引下げを行うこと。
- (2) 軽油引取税の上乗せ暫定税率7円80銭については撤廃をすること。

- (3) 公害防止用設備、再商品化設備等に対する固定資産税を軽減すること。
- (4) 平成 18 年度税制改正には同族会社の留保金課税制度について、同族要件を緩和し、留保控除額を引き上げる等抜本的な見直しが行われたが、中小同族会社に対する留保金課税については直ちに全面的に廃止すべきである。
- (5) 中小企業の維持及び存続と世代交代の促進を図る観点から、現行の相続税の課税理念を見直し、事業を継続することを前提として非課税とするなど、事業を承継する者の相続税負担の軽減を図る包括的な事業承継税制を確立すること。

## 商業・流通

### ▶中小小売商業への支援

- 21. 魅力ある商店街・商業集積づくり推進のための支援策を一層強化するとともに、大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法の「まちづくり 3 法」を活用して、空洞化する中心市街地の商業機能の活性化、良好な都市環境の確保を図るための抜本かつ総合的な中小小売商業振興、活性化対策を講ずること。
- 22. 現行の大規模小売店舗立地法第 4 条（指針）において生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項として騒音の発生の規制は明記されているが、営業時間の規制について明記されていないことから営業時間の規制について明記するとともに、大規模小売店舗の営業時間については周辺環境に配慮した規制策を設けること。

## 労働

### ▶労働政策

- 23. 国は年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。

### ▶雇用対策

- 24. 社会保険料等の事業主負担分の増は、雇用コストの引き上げにつながりリストラの推進、新規雇用の手控え等により、中小企業の競争力並びに個人消費を更に低下させることになる。制度と負担のあり方を抜本的に見直し、安易な引き上げは行わないこと。
- 25. 中小企業の若手人材を確保するための方策を今以上に進めるとともに、製造現場における技術・技能の継承に対する措置を拡充されたい。

## 情報

### ▶情報化支援策

- 26. IT 革命の進展が、企業活動に大きな変革をもたらしているが、中小企業の間では、今なお、デジタルデバインド（情報格差）が濃く残っており、ネットワーク社会の恩恵を十分に受けられない企業が少なくない。これらの IT 武装の立ち遅れは、日本経済の基盤の立ち遅れにつながる恐れが大きい。中小企業の IT 化支援施策に対しては、これまで以上に十分な予算措置を講じ、多角的な支援措置を継続されたい。



## 環境

### ▶環境関連支援策

27. 地球環境保護や安全対策に係る社会的規制が急速に強化される中で、中小企業が環境・安全問題に円滑かつ的確に対応できるよう、次の措置を講じること。
- (1) 環境関連規制法が急速に整備される中で、体力の弱い中小企業は過度の負担を強いられている。中小企業が環境問題への対応を円滑に実施できるよう、その運用に当たっては十分な配慮をすること
  - (2) 中小企業が、環境・安全問題への対応を円滑かつ的確に実施できるよう一層の予算・金融・税制措置を講ずること。  
また、事業協同組合等が共同で設置する環境対策施設、リサイクル施設等に対しても積極的に支援すること。
  - (3) 中小企業組合が共同で行う廃棄物処理については、スケールメリットを活かすことができるよう、総合的な体系整備を行うこと。
  - (4) また、処理施設については、地域住民の同意が得られず施設の設置が進んでいない状況であり、公的関与による環境整備（用地取得支援）が必要である。
28. 中小企業者がリサイクル、環境対策等の社会的要請に対応するため組合を中心として取り組む事業については独占禁止法の適用除外とすること

## その他

### ▶高速道路割引制度

29. 高速道路割引制度（大口・多頻度割引等）が、中小企業者にとって安価でかつ簡便に利用できるよう、制度の要件緩和や見直しをすること。また、中小企業者で組織する協同組合においては、同制度の適正運用を確保することができるなど、重要な役割を果たしており、特段の配慮を講じること。

### ▶中小企業倒産防止共済制度

30. 厳しい経営環境が続く中で、中小企業の経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額及び共済金貸付限度額を引き上げるとともに共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が、納付した掛金から控除され、控除された額に相当する掛金の権利が消滅するが、非常に高い割合となっているのでこの消滅割合を緩和すること。

### ▶外国人研修生制度

31. 「外国人研修・技能実習制度」では、研修生は最長3年（研修1年、技能実習2年）の滞在が認められているが、受入人数枠や技能実習以降対象職種が限定されていること、研修期間中の夜間を含むシフト勤務は実施できない等の問題がある。このため、制度の厳正な運用を確保するため、不適正な受入を排除し、受入団体・受入企業の適正化を図るとともに、在留期間の延長、受入人数枠や技能実習以降対象職種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、研修生の再入国制度の創設、受入手続きの簡素・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図り、効果的な制度に改善すべきである。
32. 外国人研修・技能実習制度については平成21年通常国会での制度見直しに向け、関係省庁が検討をすることになっているが、現在の政府の基本方針（専門的技術的分野の外国人受け入れ促進。諸外国への技術移転。）を維持し、急激な制度変更を行わないよう努めること。

## 第31回青年中央会通常総会開催される

平成19年度青年中央会通常総会が6月2日（土）午後6時からホテル日航金沢において74人の出席者のもと開催されました。

総会は、松本会長の挨拶のあと、櫻井清隆石川県商工労働部経営支援課長、小田切弘文商工組合中央金庫金沢支店長、五嶋耕太郎中央会会長が祝辞を述べた後、議長に松本会長を選任し、第1号議案「平成18年度事業報告、貸借対照表、収支決算並びに剰余金処分（案）承認の件」、第2号議案「創立30周年記念会計 事業報告、収支決算並びに剰余金処分（案）承認の件」、第3号議案「平成19年度事業計画並びに収支予算決定の件」、第4号議案「平成19年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第5号議案「役員選出の件」の5議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

総会に引き続き、ビジネス交流会が行われ盛会裏に無事終了しました。

また、役員選出につきましては、副会長1名、理事3名が補充選任されましたので、石川県中小企業青年中央会役員の新体制をご紹介します。

|     |         |                       |
|-----|---------|-----------------------|
| 会 長 | 松 本 雅 之 | 近江町市場商店街振興組合青年ビジョン委員会 |
| 副会長 | 諸 江 憲 造 | 石川県板金工業組合青年部          |
|     | 北 村 美智夫 | 石川県タイヤ商工協同組合青年部       |
|     | 中 川 修 一 | 小松本折商店街振興組合青年部        |
| (新) | 石 野 成 紀 | 石川県プレス工業協同組合ジュニアクラブ   |
| 理 事 | 城戸口 勝利  | 石川菓業青年会               |
|     | 須 加 晃太郎 | 片町商店街振興組合青年部          |
|     | 中 田 伊知郎 | 小松管工事協同組合青年部会         |
|     | 砺 波 直 生 | 石川県中古自動車販売商工組合青年部会    |
| (新) | 安 土 達 宏 | 小松鉄工機器協同組合青年部         |
| (新) | 徳 田 謙 一 | 石川県電気工事工業組合青年部        |
| (新) | 直 江 潤一郎 | 大野醤油醸造協業組合むらさき会       |
| 監 事 | 阿 部 広 幸 | 石川県パン協同組合青年部会         |



(議長の松本会長)



(総会風景)

# 第24回石川県中小企業団体事務局協議会 通常総会開催される

平成19年度の石川県中小企業団体事務局協議会通常総会が去る6月28日（木）金沢エクセルホテル東急において開催されました。

総会では、門前会長の挨拶の後、野村副会長を議長に選任し、上程された4議案すべて原案通り可決承認されました。

また、総会終了後、金沢学院大学美術文化学部教授 東四柳史明氏を講師にお迎えし「或る戦国武将の生涯－長連龍と御家再興－」をテーマに講演会を開催致しました。

引き続き交流懇親会が開かれ、石川県商工労働部次長 木下公司氏、商工組合中央金庫金沢支店長 小田切弘文氏、本会からは、五嶋耕太郎会長、安田慎一専務理事をご来賓としてお迎えし、和やかな中で終わることが出来ました。

会員の皆様のご協力をご感謝致しますとともに、本年度もご支援頂きますようよろしく御願い申し上げます。

## □ 平成19年度 事業計画

### 1. 組合事務局人材養成事業

- (1) 役職員等研修事業 年2回（金沢市ほか）
- (2) 先進地視察研修事業 年1回（県内企業視察ほか）

### 2. 組合運営研究事業

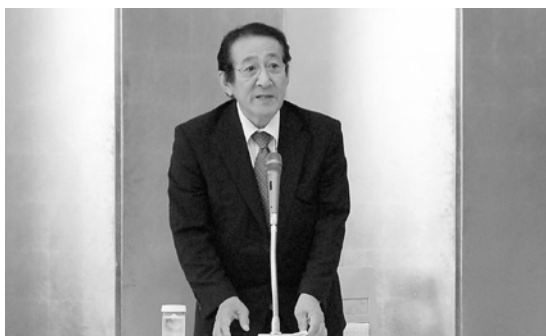
- (1) 全体研究会 年1回以上（金沢市）
- (2) 部会別研究会 年2回（商業部会、工業部会各1回）

### 3. 組合情報提供事業

組合運営に関する情報提供 随時

## □ 選任された会長、副会長は次の皆様です

|     |      |                         |
|-----|------|-------------------------|
| 会長  | 門前重厚 | (石川県プレス工業協同組合 専務理事)     |
| 副会長 | 村田純一 | (ウイング北陸総合衣料商業協同組合 専務理事) |
| 副会長 | 松浦勉  | (協同組合石川県観光物産館 専務理事)     |
| 副会長 | 野村正美 | (石川県鉄工団地協同組合 事務局長)      |
| 副会長 | 藤村光芳 | (協同組合加賀染振興協会 専務理事)      |



門前会長の挨拶



総会風景



# 県内の情報連絡員報告

## ■ 5月

- ・ 5月のD I値は、前月と比べ全9項目中6項目（「在庫数量」、「販売価格」、「収益状況」、「資金繰り」、「雇用人員」、「業界の景況」）で悪化している。
- ・ 「売上高」の項目において若干改善の動きが見られるものの、燃料や原材料価格の上昇によるコスト高の影響を受け総じて収益を圧迫している。ただ、一部業種においては、販売価格へ転嫁しているところも見られる。
- ・ 旅館・ホテル業においては、前月に引き続き、地震による風評被害を受け、総じて厳しい状況が見られる。

|             | 分類業種    | 具体的な業種       | 組合及び組合員の業況等  |
|-------------|---------|--------------|--|
| 製<br>造<br>業 | 食料品     | 調味材料製造業      | 5月度の醤油出荷量は、前年同月に比べて大幅に減少した。消費の低迷が依然として続いているようであり、早期回復を期待したい。   |
|             |         | パン・菓子製造業     | ゴールデンウィークは昨年に比べ売上は半分であった。  |
|             | 繊維・同製品  | 織物業          | 相変わらず厳しい状況である。   |
|             |         | ニット生地製造業     | 工賃が上がる要素が無い。量が少ないからといっても工賃は変わらない。急激ではないが、少しずつ景気は悪化している。  |
|             |         | その他の織物業      | 連休明けより動きがやや活発になるが、前年を越えることが出来なかった。今年に入り産地企業数社が廃業するなどますます厳しい状況になっている。<br>5月度は、先月に引き続き全体的に低迷している。輸出産業が日本経済全体を底上げし、一般消費を改善させ、我々を取り巻く環境への波及改善を期待しながら、現状を乗り越えていかざるを得ないであろう。 |
|             | 木材・木製品  | 製材業、木製品製造業   | 売上高の増加は、販売数量の増加によるもので、販売価格が不変であっても結果的に収益の好転に繋がった。その他として、能登半島地震の影響は見えて来ない状況である。   |
|             |         |              | 5月度は例年に比べて仕事量は減少した。資材価格においては、物によって下がっている物もあるが、合板関係は相変わらず高値で推移している。6月には価格に変動がありそうである。   |
|             | 窯業・土石製品 | 砕石製造業        | 5月度の組合取扱い出荷量は、対前年同月比で生コン向け出荷22.1%減、合材用アスファルト向け17.5%減で全体の出荷量でも21.6%減といずれも大きく減少した。特に金沢地区へのお荷量が大幅に減少し、全体的に影響を与えた。   |
|             |         | 陶磁器・同関連製品製造業 | 九谷茶碗まつりは来場者数の減少が売上にも響いた。6月には名古屋での新作見本市や東京ドームでのイベントも予定されており、九谷焼のPRに繋がればと思っている。また九谷焼カタログの切替月でもあり、売上増の起爆剤として活用していきたい。   |
|             |         | 生コンクリート製造業   | 県内の生コンクリート出荷状況は、前年同月比78.3%と大幅なマイナスとなった。地区状況を見ると、鶴来・白峰、七尾地区はプラスとなったものの、南加賀、金沢、羽咋・鹿島、能登地区はマイナスとなった。官公需、民需ではともに大幅なマイナスとなった。平成19年度も大変厳しく、今後が心配である。                         |

|   | 分類業種        | 具体的な業種              | 組合及び組合員の業況等  |
|---|-------------|---------------------|--|
| 製<br>造<br>業   | 窯業・土石製品     | 粘土かわら製造業            | 新築住宅着工数が減少しているが、売上は前年に比べ約10%増加している。これは能登半島地震による影響ではなく、本格的な葺替工事によるものである。  |
|   |             | 鉄鋼・金属               | 一般機械器具製造業  |
|   | 非鉄金属・同合金圧延業 |                     | 先月と同様に特に変化は認められなかった。   |
|   | 鉄素形材製造業     |                     | 鋳物用原材料高騰分の鋳物価格への転嫁交渉は、ユーザーの理解もあり、総じて5～8%前後の値上げで話し合いがまとまったところが多く見られる。景況を生産量で見ると、企業によって偏りがあるものの緩やかに伸びている。しかし、受注引き合いから見ると停滞感が窺える。 |
|   |             |                     | 前月と同様に著しい変化は生じていない。  |
|   | 一般機器        | 繊維機械製造業             | 鉄工関係の生産は引き続き好調である。4、5月に仕事量が少なかったところも6月は注文が多く、7月以降も高水準の受注を見込んでいるところも多い。   |
|   |             | プレス、工作機械            | エンドユーザーが国外である受注が多くなってきた。その他として、銅やステンレスという原材料の高騰がいまだに続いており、収益を圧迫している。   |
|   |             | 機械器具及び其の他金属製品の製造    | 新規受注から正式な発注を受け、生産までのタイムラグがあるため、売上はやや低迷している。  |
|   |             | 機械金属、機械器具の製造        | 高水準で安定した操業を維持している。ステンレスや銅など素材価格が高騰したままだが、それらを販売価格に転嫁することが難しい状況であり、収益を圧迫している。   |
|   | その他の製造業     | 漆器製造業               | 漆器の生産活動も徐々に回復しているが、設備の修繕や運転資金の確保などの対応はまだみだである。   |
| 連休明け以降は商品の動きが止まり、例年より早めに春物商戦が終了したような感じを受けた。5月中旬に開催された産地見本市では昨年対比の売上は確保したものの、来場バイヤー数は減少した。 |             |                     |  |
| 非<br>製<br>造<br>業  | 卸売業         | 繊維品卸売業              | 特に変化は見られない。  |
|   |             | 農畜産物・水産物卸売業         | 5月は昨年同期とほぼ横ばいで推移した。能登半島地震の影響もやや少なくなってきているので、今後に期待している。   |
|   |             | 一般機械器具卸売業           | 稼働日数が少ない5月にしては好調であった。ただ売上額が確保出来ても、不良債権の発生により利益や収益に大きく影響を与えており、今後の動向に注視しなければならない。   |
|   | 小売業         | 燃料小売業               | 卸価格が大幅に上昇している。6月も値上げが予想される。  |
|   |             | 機械器具小売業             | 5月度は、液晶・PDPテレビの好調は持続したものの、白物家電品が全般に悪く、加えて連休と天候不順が響き、前年比95%と若干落ち込んだ。  |
|   |             | 男子服小売業<br>婦人・子供服小売業 | 漸く気温も上昇し、初夏物商品が順調に推移したものの、母の日セールにおいての衣料品需要が減少気味であった。来年以降についての課題となった。全体的には前年同月比99.4%で推移した。                                      |
|   |             | 鮮魚小売業               | 5月の入荷状況は全体的に順調であった。ただ全体的に売上は不調であった模様。  |
|   |             | 他に分類されないその他の小売業     | 先月に引き続き、地震による風評被害で観光客が大きく減少している。   |

|                  | 分類業種  | 具体的な業種     | 組合及び組合員の業況等   |
|------------------|-------|------------|---|
| 非<br>製<br>造<br>業 | 小売業   | 百貨店・総合スーパー | 5月の売上は、予算比85.4%、前年比90%と前年を大きく下回った。呉服関連の売上が、大幅に減少したことが影響しているものと考えられる。5月も前半はGWの影響で全体的に良かったが、中旬以降は落ち込んだ。月末に特招会を開催したものの、前年を上回ったのはファッション関連とサービス関連の2部門だけであった。 |
|                  |       | 米穀類小売業     | 毎年5月は端境期に入り、若干相場の上昇が見込まれていたが、価格や販売数量は低下し、前年比と比較にならない。価格競争に巻き込まれては将来が無くなる。これからは専門店の特性を活かした商売が必要となる。対面・対話の強みを発揮し、米の販売手法を見直し、工夫する事が必要である。                  |
|                  | 商店街   | 近江町市場      | ゴールデンウィークの後半は、前年と同様に人出は減少した。  |
|                  |       | 尾張町商店街     | 正直いって冗談じゃない月になってきた。年度が新しくなってから、市場が止まってしまったかのようで、静かなって悠長なことを言ってもらえない。外回りの営業で下支えしているものの、売上はさすがに下がって来ている。  |
|                  |       | 片町商店街      | ゴールデンウィークは晴天に恵まれ、県内外の来街者が多く、繁華街も賑わったが、平日の客足は鈍化した。   |
|                  |       | 竪町商店街      | 組合員の業況は全体的に悪化している。今後どうなるのか不安である。  |
|                  | サービス業 | 旅館、ホテル     | 能登半島地震の影響により、金沢や加賀においても風評被害が大きく、昨年同月に比べて宿泊客が2～3割減少している。   |
|                  |       |            | 能登半島地震による風評被害の影響が出ており、需要を確保するため、利用料金を値下げする傾向が一部で見られる。   |
|                  |       |            | 能登半島地震の風評的影響が大きく、宿泊人員は15%減少となった。今日も予約の発生、問い合わせが無い状況が続いている。また日本経済は回復傾向にあると言われてしているものの、観光業界に実感は無い。  |
|                  |       | 自動車整備業     | 継続検査実績車両数は、前年同月比4.3%増、前月比7.6%増となった。新規検査状況は、前年同月比5.8%減、前月比3.1%減となった。   |
|                  | 建設業   | 一般土木建築工事業  | 公共工事の発注量の激減と入札制度の改定に伴い、公共工事の受注は極めて厳しい環境となっている。発注量の減少は、同業者間の競争激化を招き、ダンピングによる落札金額が低下するなど、業界を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。民間工事においても発注請負額の廉価傾向が続く、景況は悪化していると感じられる。   |
|                  |       | 板金・金物工事業   | 営業力のある企業は、確実に仕事量を確保している傾向にある。   |
|                  |       | 室内装飾工事業    | 組合員間において売上の格差が生じてきている。その他として採算が悪化し、収益状況が悪いと、銀行の対応も厳しくなり、借入額や資金繰りに影響が出ているようである。  |
|                  | 運輸業   | 一般貨物自動車運送業 | 今月に入り、軽油の価格がさらに値上がりした。6月も値上がりが見込まれているとのことであり、価格の安定化を望んでいる。  |
|                  |       |            | 相変わらず地域差や業者間において格差が生じているものの、前年と比べて変化はほとんど無い。その他として、軽油価格が5月に値上げされ、収益を圧迫している。   |

## 第59回 中小企業団体全国大会(東京都)のご案内

第59回中小企業団体全国大会が、来る10月25日(木)東京都墨田区において開催されます。本大会は、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、自らの決意を表明し、国等に対し、中小企業振興施策の強化拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を目的に開催されるものであります。

本会では全国大会参加を盛り込んだ視察旅行を計画しましたので、ご案内いたします。

- 日 程 平成19年10月25日(木)～26日(金)
- 開催期日 平成19年10月25日(木)13時30分開会
- 開催会場 「国技館」 東京都墨田区横綱1-3-28
- 大会内容 議 事(議案審議・意見発表・決議)  
宣 言  
祝 辞  
表彰式(優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者)
- 行程及び参加費 1泊2日 お一人様55,000円  
(ツインルーム利用時の場合です。シングルルーム利用時は別途料金が加算されます。)

| 月日(曜日)    | コ ー ス  |
|-----------|--|
| 10月25日(木) | 小松空港 9:15頃 $\xrightarrow{\text{JAL1272}}$ 羽田空港 10:20 10:50 $\xrightarrow{\text{首都高速}}$ 本所・三州家(昼食) 11:40～12:30<br><hr/> <b>第59回中小企業団体全国大会「両国国技館」</b><br>12:50～16:00<br><hr/> 向島花街高級老舗料亭:桜茶ヤ $\xrightarrow{\text{ライトアップされた雷門(車窓より)}}$<br>17:00～19:00<br><hr/> 東京銀座泊 20:00頃 |
| 10月26日(金) | ホテル出発 8:30 $\xrightarrow{\text{元GHQマッカーサー執務室}}$ 10:00～11:00<br><hr/> 築地市場(昼食・自由散策) 11:30～14:00 $\xrightarrow{\text{日本航空羽田整備工場}}$ 15:00～16:00<br><hr/> 羽田空港 16:30 17:25 $\xrightarrow{\text{JAL1281}}$ 小松空港 18:25頃  |

※コースについては、事情により変更する場合があります。  
また、お申込については別途文章にてご案内させていただきます。



## 関係省庁等の人事に伴う新任者のお知らせ

関係省庁等の人事に伴い、新たに就任された方々をお知らせいたします。

|               |        |
|---------------|--------|
| 中小企業庁長官       | 福水健文氏  |
| 中部経済産業局長      | 大辻義弘氏  |
| 北陸財務局長        | 大森通伸氏  |
| 北陸農政局長        | 黒木幾雄氏  |
| 北陸総合通信局長      | 福本兼二氏  |
| 商工組合中央金庫金沢支店長 | 長谷川昌和氏 |

## メンタルヘルス対策に関する研修会の開催について

平成18年に労働安全衛生法第70条の2第1項に基づく指針として「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が策定され、平成20年度からは、一定時間を超える時間外・休日労働を行い、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導等を実施することが、小規模事業場（労働者数が50人未満の事業場）において義務付けられることになり、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を積極的に取り組まなければなりません。

そこで、組合員企業の職場労働改善を図ることを目的に、人事労務管理担当者を対象に、メンタルヘルス対策に係る研修会（労働者数が300人未満の事業場）及び面接指導制度に係る研修会（労働者数が50人未満の事業場）を次のとおり開催しますのでご案内いたします。

### 1. メンタルヘルス対策に係る研修会〔労働者数が300人未満の事業場対象〕

- (1) 開催日時 平成19年8月21日（火）14：00～16：00
- (2) 開催場所 金沢市鞍月2丁目20番地  
石川県地場産業振興センター 新館4階「第10研修室」
- (3) 講師 独立行政法人労働者健康福祉機構 石川産業保健推進センター  
センター長 小山 善子 氏

### 2. 面接指導制度に係る研修会〔労働者数が50人未満の事業場対象〕

- (1) 開催日時 平成19年9月21日（金）14：00～16：00
- (2) 開催場所 金沢市鞍月2丁目20番地  
石川県地場産業振興センター 新館4階「第10研修室」
- (3) 講師 金沢大学医学部保健学科  
教授 城戸 照彦 氏

※お申込については別途文章にてご案内させていただきます。

## 第 22 回組合交流ゴルフ大会開催のご案内

当会では、会員の親睦事業の一環として、次のとおりゴルフ大会を開催しますので、どうぞ揃ってご参加ください。

- と き 平成 19 年 10 月 4 日 (木)
- と ころ 能登ゴルフ倶楽部 (羽咋郡志賀町)
- 参加会費 5,000 円程度 (プレー費は個人負担)
- 競技方法 18 ホールストロークプレイ (ダブルペリア方式)
- 参加資格 当会会員及び構成員の方
- 懇 親 会 プレー終了後開催
- 主 催 石川県中小企業団体中央会
- 賞 品 多数あり

※お申込については別途文章にてご案内させていただきます。

## 個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談下さい。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

**\*連絡先 TEL 076-267-7711**

### 《日 程》

| 開 催 日        | 時 間           | 内 容           | 専 門 相 談 員     |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 8 月 9 日 (木)  | 10:00 ~ 12:00 | 税 務 ・ 経 営 相 談 | 税 理 士 坂 井 昭 衛 |
| 9 月 12 日 (水) | 13:00 ~ 15:00 | 法 律 相 談       | 弁 護 士 久 保 雅 史 |

### 《場 所》

金沢市鞍月 2 丁目 2 0 番地

石川県地場産業振興センター新館 5 階 石川県中小企業団体中央会 会議室